

尼崎市営住宅減免取扱要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年尼崎市規則第33号）第13条第1項第3号の規定に基づき家賃の減免の基準を定めるものとする。

(家賃の減免対象者)

第2条 家賃の減免対象者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 市営住宅（改良住宅等を含む。以下同じ。）の入居者及び同居者の収入基準月額（継続的な課税収入に非課税収入を加算し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例に準じて算出した額以下同じ。）が54,000円以下である者

(2) 6月以上の療養を要する疾病にかかった入居者又は同居者で、収入基準月額からその療養に要した費用の月額の10分の8を控除した額が54,000円以下である者

(3) その者又はその者の同居者が現に児童扶養手当又は遺族年金を受給する者である場合において、その収入基準月額から270,000円を控除した額が54,000円以下である者

(4) 次のいずれかに掲げる者に該当する者でその者の収入基準月額から270,000円を控除した額が54,000円以下であるもの

ア 婚姻暦がなく、かつ、現に事実上婚姻関係と同様の事情にない女子で、20歳未満の生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、当該子自身のその年分の合計所得金額が基礎控除の額に相当する金額以下である者に限る。以下「20歳未満生計同一子」という。）を有するもの

イ 婚姻暦がなく、かつ、現に事実上婚姻関係と同様の事情にない男子で、20歳未満生計同一子を有し、かつ、合計所得金額が5,000,000円以下であるもの

2 前項の規定にかかわらず、家賃の減免対象者が次の各号の一に該当するときは、家賃の減免対象者とはしない。

(1) 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年尼崎市条例第29号）第23条の規定に違反したとき。

(2) この要綱又は尼崎市営住宅特別減免取扱要綱（収入分位2以上対象）以外の要綱等により、同趣旨の家賃の減免を受けているとき。

（家賃の減免基準）

第3条 前条に規定する家賃の減免対象者に対し、家賃の減免を行うときは、所定の家賃の月額（以下「家賃月額」という。）から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（ただし、その額が当該家賃月額から6,500円を控除した後の額を超える場合は、当該家賃月額から6,500円を控除した後の額）を減額する。

(1) 入居者及び同居者の収入基準月額が45,000円以下の場合

家賃月額の2分の1に相当する額又は家賃月額から入居者及び同居者の粗収入（継続的な課税収入に非課税収入を加算した額）月額の10分の1に相当する額を控除した後の額のうちいずれか大きい額

(2) 入居者及び同居者の収入基準月額が45,000円を超え54,000円以下の場合

当該家賃月額の4分の1に相当する額

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

（実施期日）

この要綱は、昭和51年10月1日から実施する。

付 則

（実施期日）

1 この要綱は、昭和56年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市営住宅家賃減免取扱要綱第2条及び第3条の規定は、この要綱の実施の日以降に納期限の到来する家賃について適用し、同日前に、納期限の到来した家賃については、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、昭和61年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市営住宅家賃減免取扱要綱第2条及び第3条の規定は、この要綱の実施の日以降に納期限の到来する家賃について適用し、同日前に、納期限の到来した家賃については、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市営住宅家賃減免取扱要綱第2条及び第3条の規定は、この要綱の実施の日以降に納期限の到来する家賃について適用し、同日前に、納期限の到来した家賃については、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市営住宅家賃減免取扱要綱第2条及び第3条の規定は、この要綱の実施の日以降に納期限の到来する家賃について適用し、同日前に、納期限の到来した家賃については、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市営住宅家賃減免取扱要綱第2条の規定は、この要綱の実施の日以降に納期限の到来する家賃について適用し、同日前に、納期限の到来した家賃については、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の尼崎市営住宅家賃減免取扱要綱第2条の規定は、この要綱の実施の日以降に納期限の到来する家賃について適用し、同日前に、納期限の到来した家賃については、なお従前の例による。